



いっしょに つくりませんか。 差別のない 人権尊重の社会。



鳥取県は、SDGsの理念を踏まえた
人権施策の推進と社会情勢の変化に合わせて
人権施策基本方針を改訂しました。
職場、学校、地域、家庭、その他の様々な場において、
インターネットを通じた行為を含む
誹謗中傷やいじめなどの差別行為は決して許されません。
みんなで人権が尊重される社会をつくっていきましょう。

鳥取県人権施策基本方針の第4次改訂を実施

鳥取県は、令和3年4月に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」にインターネット上での誹謗中傷をはじめ、あらゆる差別行為を禁止する規定を盛り込む改正を施行しました。さらには、新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や、インターネット上の誹謗中傷、LGBTの人権などに対応するために、第4次となる改訂を行いました。詳しくは、右記のQRコードよりご覧いただけます。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）
こちらのQRコードからご確認ください。



鳥取県の人権施策の推進に向けて

1. 同和問題（部落差別）

「同和問題解決への県民等の主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現」

3. 障がいのある人の人権

「障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現」

5. 高齢者の人権

「高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現」

7. 感染症等病気にかかわる人の人権

「病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制が構築された社会の実現」

9. 犯罪被害者等の人権

「犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現」

11. 生活困難者の人権

「経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現」

2. 男女共同参画に関する人権

「家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」

4. 子どもの人権

「子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現」

6. 外国人の人権

「国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現」

8. 刑を終えて出所した人の人権

「刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現」

10. 性的マイノリティの人権

「性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現」

12. 様々な人権

「多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現」



鳥取県の主な相談窓口	いじめ相談	県庁人権局、いじめ110番、いじめ相談専用メール
	児童虐待	福祉相談センター、倉吉・米子児童相談所
	ヤングケアラー	福祉相談センター、倉吉・米子児童相談所
	高齢者	鳥取東部権利擁護支援センター、中部成年後見支援センター、西部後見サポートセンター
	男女共同参画	男女共同参画センターよりん彩、東部・西部相談室
	DV	福祉相談センター、中部・西部総合事務所県民福祉局
	障がい者	障がい者差別解消相談支援センター、県庁障がい福祉課、中部・西部総合事務所県民福祉局
	外国人	(公財)鳥取県際交流財団本所・倉吉事務所・米子事務所
	犯罪被害者等	県庁くらしの安心推進課、(公社)とっとり被害者支援センター、鳥取県警察本部
	刑を終えて出所した人	鳥取県地域生活定着支援センター
人権全般	県庁人権局、中部・西部総合事務所県民福祉局、(公社)鳥取県人権文化センター	

人権に関するお悩みのある方は、まずはお気軽にお近くの人権相談窓口へご相談いただくか、右記QRコードから詳細をご確認ください。



県庁人権局

(鳥取市東町一丁目 220)

電話：0857-26-7677

FAX：0857-26-8138

中部総合事務所県民福祉局

(倉吉市東巖城町 2)

電話：0858-23-3270

FAX：0858-23-3425

西部総合事務所県民福祉局

(米子市鞆町一丁目 160)

電話：0859-31-9649

FAX：0859-31-9639



鳥取県人権文化センター
人権啓発キャラクター
「ふらっちょー」

